

議案第 4 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 44 号）の施行に伴い
国民健康保険税の課税限度額を引き上げる等のため、条例の一部を改正するもので
ある。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第10条の6第1項中「第24条の37」を「第24条の36」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。